

令和4年9月12日

保護者各位

福島県立原町高等学校長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（お知らせ）

日頃より本校教育活動に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり県教育長から連絡がありましたので、お知らせいたします。なお、この見直しについては、令和4年9月7日より適用となり、同日時点で患者である者にも適用されます。

本校においても引き続きマスクの着用や手洗い、換気、黙食などの基本的な感染症対策の徹底について指導いたしますが、御家庭におかれましても基本的な感染症対策や検温を一層徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 有症状患者の療養期間等

(1) 現に入院している者（下記（2））以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底してください。

(2) 現に入院している者

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。（従来から変更なし）

2 無症状患者（無症状病原体保有者）の療養期間等

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。（従来から変更なし）
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動を徹底してください。

3 その他

(1) これまで通り、校内で生徒・教職員に陽性者が発生した場合は、学校が校内の濃厚接触者の確認を行います。濃厚接触者の自宅待機期間については、変更はありません。

- ・濃厚接触者は出席停止とし、陽性者と最後に接触があった日の次の日を1日目とし、5日間の自宅待機となります。
- ・濃厚接触者の待機期間の2日目及び3日目に抗原定性検査キットを用いた検査で両日ともに陰性が確認された場合は、3日目から待機解除が可能になります。（抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず使い、手順に従って検査を行うこと。）
- ・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など健康状態の確認を行うとともに、マスク着用や手指消毒等の基本的な感染症対策を徹底してください。

(2) お子様や同居家族に発熱等の症状が見られる場合は、無理に登校せずに、その旨を学校にお知らせください。

(3) 御心配なことがある場合は学校まで御相談ください。また、お子様や御家族がPCR検査等を受けた場合は学校にお知らせくださいますようお願いいたします。

（事務担当 教頭 電話0244-23-6196）